別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B1_K

個人情報ファイルの名称 （業務の名称）	胃がん検診要精密者名簿	
行政機関等の名称	龍ケ崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	検診受診者の保健指導及び把握のため。	
個人情報取扱事務の根拠	がん対策基本法第13条、第14条の2、健康増進法第9条	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日・年齢、４性別、５電話番号、６傷病歴、７検診記録、８保健指導	
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	胃がん検診要精密者名簿（健康増進課）、胃検結果連名簿（健康増進課）、健診申込用紙（健康増進課）、住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	総合健診協会又は医療機関から結果報告	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	☑ 含む　　☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無	
記録情報の提供根拠		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課	
	（所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第２項第１号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル ☑ 有　☐ 無	
備　　考		

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B2_K

個人情報ファイルの名称 （業務の名称）	胃検結果連名簿	
行政機関等の名称	龍ケ崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	検診受診者の保健指導のため。	
個人情報取扱事務の根拠	がん対策基本法第13条、第14条の2、健康増進法第9条	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日・年齢、４性別、５電話番号、６検診記録	
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	胃検結果連名簿（健康増進課）、健診申込用紙（健康増進課）、住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	総合健診協会又は医療機関から結果報告	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	☑ 含む　　☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無	
記録情報の提供根拠		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課	
	（所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第２項第１号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル ☑ 有　☐ 無	
備　　考		

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B3_K

個人情報ファイルの名称 （業務の名称）	子宮がん・乳がん・大腸がん検診集計表及び結果連名簿（集団）	
行政機関等の名称	龍ケ崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	検診受診者の保健指導のため。	
個人情報取扱事務の根拠	がん対策基本法第13条、第14条の2、健康増進法第9条	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日・年齢、４性別、５電話番号、６検診記録	
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	子宮がん・乳がん・大腸がん検診集計表及び結果連名簿（集団）（健康増進課）、健診申込用紙（健康増進課）、住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	本人から直接収集する	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	☑ 含む　　☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無	
記録情報の提供根拠		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課	
	（所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第２項第１号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル ☑ 有　☐ 無	
備　　考		

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B4_K
個人情報ファイルの名称 （業務の名称）	子宮がん検診クーポン券
行政機関等の名称	龍ケ崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課
個人情報ファイルの利用目的	検診受診者の保健指導のため。
個人情報取扱事務の根拠	がん対策基本法第13条、第14条の2、健康増進法第9条
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日・年齢、４性別
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	子宮がん検診クーポン券（健康増進課）、健診申込用紙（健康増進課）、住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）
記録範囲	市民
記録情報の収集方法	本人から直接収集する
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含む　　☑ 含まない
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無
記録情報の提供根拠	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課
	（所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第２項第１号（電算処理ファイル） ☐ 法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル） 政令第21条第７項に該当するファイル ☑ 有　☐ 無
備　　考	

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B5_K
個人情報ファイルの名称 （業務の名称）	子宮がん検診精密結果、精密者名簿（施設、集団）
行政機関等の名称	龍ケ崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課
個人情報ファイルの利用目的	検診受診者の保健指導のため。
個人情報取扱事務の根拠	がん対策基本法第13条、第14条の2、健康増進法第9条
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日・年齢、４性別、５電話番号、６検診記録、７保健指導
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	子宮がん検診精密結果、精密者名簿（施設、集団）（健康増進課）、健診申込用紙（健康増進課）、住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）、子宮がん・乳がん・大腸がん検診集計表及び結果連名簿（集団）（健康増進課）、子宮検（医療機関）連名簿・結果（健康増進課）
記録範囲	市民
記録情報の収集方法	総合健診協会又は医療機関から結果報告
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	☑含む　　含まない
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無
記録情報の提供根拠	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課 （所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第２項第１号（電算処理ファイル） ☐ 法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル） 政令第21条第７項に該当するファイル　☑ 有　☐ 無
備　　考	

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B6_K
個人情報ファイルの名称 （業務の名称）	子宮検（医療機関）連名簿・結果
行政機関等の名称	龍ケ崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課
個人情報ファイルの利用目的	検診受診者の保健指導のため。
個人情報取扱事務の根拠	がん対策基本法第13条、第14条の2、健康増進法第9条
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日・年齢、４性別、５電話番号、６検診記録
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	子宮検（医療機関）連名簿・結果（健康増進課）、健診申込用紙（健康増進課）、住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）
記録範囲	市民
記録情報の収集方法	総合健診協会又は医療機関から結果報告
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	☑含む　　含まない
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無
記録情報の提供根拠	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課 （所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第２項第１号（電算処理ファイル） ☐ 法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル） 政令第21条第７項に該当するファイル　☑ 有　☐ 無
備　　考	

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B7_K

個人情報ファイルの名称（業務の名称）	大腸がん検診クーポン券	
行政機関等の名称	龍ケ崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	検診受診者の保健指導のため。	
個人情報取扱事務の根拠	がん対策基本法第13条、第14条の2、健康増進法第9条	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日・年齢、４性別	
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	大腸がん検診クーポン券（健康増進課）、健診申込用紙（健康増進課）、住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）、大腸がん検診クーポン券（健康増進課）	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	本人から直接収集する	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含む　　☑ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無	
記録情報の提供根拠		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課	
	（所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第２項第１号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル　☐ 有　☐ 無	
備　　考		

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B8_K

個人情報ファイルの名称 （業務の名称）	大腸がん検診受診者連名簿	
行政機関等の名称	龍ケ崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	検診受診者の保健指導のため。	
個人情報取扱事務の根拠	がん対策基本法第13条、第14条の2、健康増進法第9条	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日・年齢、４性別、５電話番号、６検診記録	
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	大腸がん検診受診者連名簿（健康増進課）、健診申込用紙（健康増進課）、住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	本人から直接収集する	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	☑含む　　含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無	
記録情報の提供根拠		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課	
	（所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第２項第１号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル ☑ 有　☐ 無	
備　　考		

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B9_K

個人情報ファイルの名称（業務の名称）	大腸がん精密者名簿及び結果	
行政機関等の名称	龍ケ崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	検診受診者の保健指導のため。	
個人情報取扱事務の根拠	がん対策基本法第13条、第14条の2、健康増進法第9条	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日・年齢、４性別、５電話番号、６検診記録、７保健指導	
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	大腸がん精密者名簿及び結果（健康増進課）、健診申込用紙（健康増進課）、住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）、大腸がん検診クーポン券（健康増進課）、大腸がん検診受診者連名簿（健康増進課）	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	総合健診協会から結果報告	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	☑含む　　含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無	
記録情報の提供根拠		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課	
	（所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第２項第１号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル　☑ 有　☐ 無	
備　　考		

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B10_K

個人情報ファイルの名称（業務の名称）	乳がん検診クーポン券	
行政機関等の名称	龍ケ崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	検診受診者の保健指導のため。	
個人情報取扱事務の根拠	がん対策基本法第13条、第14条の2、健康増進法第9条	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日・年齢、４性別	
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	乳がん検診クーポン券（健康増進課）、健診申込用紙（健康増進課）、住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	総合健診協会から結果報告	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含む　　☑ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無	
記録情報の提供根拠		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課	
	（所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第２項第１号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル　☐ 有　☐ 無	
備　　考		

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B11_K

個人情報ファイルの名称 （業務の名称）	乳がん検診精密結果、精密者名簿（施設、集団）	
行政機関等の名称	龍ケ崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	検診受診者の保健指導のため。	
個人情報取扱事務の根拠	がん対策基本法第13条、第14条の2、健康増進法第9条	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日・年齢、４性別、５電話番号、６検診記録	
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	乳がん検診精密結果、精密者名簿（施設、集団）（健康増進課）、健診申込用紙（健康増進課）、住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）、乳がん検診クーポン券（健康増進課）、乳がん検診要精密検査通知書（健康増進課）、	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	総合健診協会又は医療機関から結果報告	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	☑含む　　含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無	
記録情報の提供根拠		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課	
	（所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第２項第１号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル ☑ 有　☐ 無	
備　　考		

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B12_K

個人情報ファイルの名称 （業務の名称）	乳がん検診要精密検査通知書	
行政機関等の名称	龍ケ崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	検診受診者の保健指導のため。	
個人情報取扱事務の根拠	がん対策基本法第13条、第14条の2、健康増進法第9条	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日・年齢、４性別、５電話番号、６検診記録	
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	乳がん検診要精密検査通知書（健康増進課）、健診申込用紙（健康増進課）、住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）、乳がん検診クーポン券（健康増進課）、	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	総合健診協会又は医療機関から結果報告	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	☑含む　　含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無	
記録情報の提供根拠		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課	
	（所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第２項第１号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル ☑ 有　☐ 無	
備　　考		

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B13_K

個人情報ファイルの名称 （業務の名称）	乳検診票兼検診結果報告書	
行政機関等の名称	龍ケ崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	検診受診者の保健指導のため。	
個人情報取扱事務の根拠	がん対策基本法第13条、第14条の2、健康増進法第9条	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日・年齢、４性別、５電話番号、６検診記録	
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	乳検診票兼検診結果報告書（健康増進課）、健診申込用紙（健康増進課）、住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）、乳がん検診クーポン券（健康増進課）	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	医療機関から結果報告	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	☑含む　　含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無	
記録情報の提供根拠		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課	
	（所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第２項第１号 （電算処理ファイル）	☑ 法第60条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル ☐ 有　☐ 無	
備　　考		

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

		ファイル簿番号　　健康B14_K
個人情報ファイルの名称 （業務の名称）	肺がん精密者連名簿・結果票	
行政機関等の名称	龍ケ崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	検診受診者の保健指導のため。	
個人情報取扱事務の根拠	がん対策基本法第13条、第14条の2、健康増進法第9条	
記録項目	１氏名、２住所、３電話番号、４健康状態、５検診記録、６保健指導	
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	肺がん精密者連名簿・結果票（健康増進課）、健診申込用紙（健康増進課）、住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	総合健診協会から結果報告	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	☑含む　　含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無	
記録情報の提供根拠		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課	
	（所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第２項第１号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル ☑ 有　☐ 無	
備　　考		

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B15_K

個人情報ファイルの名称 （業務の名称）	結核・肺がん検診結果連名簿	
行政機関等の名称	龍ケ崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	検診受診者の保健指導及び把握のため。	
個人情報取扱事務の根拠	がん対策基本法第13条、第14条の2、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の3、第53条の6	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日・年齢、４性別、５電話番号、６検診記録	
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	結核・肺がん検診結果連名簿（健康増進課）、住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）、健診申込用紙（健康増進課）	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	本人から直接収集する	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	☑ 含む　　☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無	
記録情報の提供根拠		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課	
	（所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第２項第１号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル ☐ 有　☐ 無	
備　　考		

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B16_K

個人情報ファイルの名称（業務の名称）	健康管理情報	
行政機関等の名称	龍ケ崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	検診受診者の保健指導及び把握のため。	
個人情報取扱事務の根拠	がん対策基本法第13条、第14条の2、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の3、第53条の6、健康増進法第9条	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日・年齢、４性別、５続柄、６電話番号、７健康状態、８保険証等の番号、９宛名番号、１０健診等の結果	
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）、健診申込用紙（健康増進課）、胃がん検診要精密者名簿（健康増進課）、子宮がん・乳がん・大腸がん検診集計表及び結果連名簿（集団）（健康増進課）、子宮がん検診精密結果，精密者名簿（施設，集団）（健康増進課）、子宮検（医療機関）連名簿・結果（健康増進課）、大腸がん精密者名簿及び結果（健康増進課）、乳がん検診精密結果，精密者名簿（施設，集団）（健康増進課）、乳がん検診要精密検査通知書（健康増進課）、乳検診票兼検診結果報告書（健康増進課）肺がん精密者連名簿・結果票（健康増進課）、特定健診健診結果連名簿（健康増進課）、高齢者健診健診結果連名簿（健康増進課）、生活習慣病健康診査名簿（健康増進課）、健康管理情報（健康増進課）、生活保護台帳ファイル（保護課）	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	本人から直接収集する	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	☑ 含む　　☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無	
記録情報の提供根拠		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課	
	（所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第２項第１号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル　☑ 有　☐ 無	
備　　考		

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B17_K

個人情報ファイルの名称（業務の名称）	特定健診健診結果連名簿	
行政機関等の名称	龍ケ崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	検診受診者の保健指導及び把握のため。	
個人情報取扱事務の根拠	高齢者の医療の確保に関する法律第20条、第22条、健康増進法第9条、各医療保険法	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日年齢、４性別、５電話番号、６検診記録	
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）、特定健診健診結果連名簿（健康増進課）、健診申込用紙（健康増進課）、国保被保険者台帳ファイル（保険年金課）、生活保護開始・変更・停止・廃止決定調書（保護課）	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	本人から直接収集する	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	☑ 含む　　☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無	
記録情報の提供根拠		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課	
	（所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第２項第１号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル　☑ 有　☐ 無	
備　　考		

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B18_K

個人情報ファイルの名称 （業務の名称）	特定健診受診者連名簿	
行政機関等の名称	龍ケ崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	検診受診者の保健指導及び把握のため。	
個人情報取扱事務の根拠	高齢者の医療の確保に関する法律第条20条第22条、健康増進法第9条、各医療保険法	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日年齢、４性別、５電話番号、６検診記録	
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）、特定健診受診者連名簿（健康増進課）、健診申込用紙（健康増進課）、国保被保険者台帳ファイル（保険年金課）、生活保護開始・変更・停止・廃止決定調書（保護課）	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	総合健診協会から情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	☑含む　　☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無	
記録情報の提供根拠		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課	
	（所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第２項第１号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル ☑ 有　☐ 無	
備　　考		

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B19_K

個人情報ファイルの名称 （業務の名称）	高齢者健診健診結果連名簿	
行政機関等の名称	龍ケ崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	検診受診者の保健指導及び把握のため。	
個人情報取扱事務の根拠	高齢者の医療の確保に関する法律第125条の2、健康増進法第9条、各医療保険法	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日年齢、４性別、５電話番号、６検診記録	
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）、健診申込用紙（健康増進課）、後期高齢者医療制度資格ファイル（保険年金課）、生活保護開始・変更・停止・廃止決定調書（保護課）	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	総合健診協会から情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	☑ 含む　　☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無	
記録情報の提供根拠		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課	
	（所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第２項第１号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル ☑ 有　☐ 無	
備　　考		

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B20_K

個人情報ファイルの名称 （業務の名称）	高齢者健診受診者連名簿	
行政機関等の名称	龍ケ崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	検診受診者の保健指導及び把握のため。	
個人情報取扱事務の根拠	高齢者の医療の確保に関する法律第125条の2、健康増進法第9条、各医療保険法	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日年齢、４性別、５電話番号、６検診記録	
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）、健診申込用紙（健康増進課）、国保被保険者台帳ファイル（保険年金課）、生活保護開始・変更・停止・廃止決定調書（保護課）	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	総合健診協会から情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	☑含む　　☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無	
記録情報の提供根拠		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課	
	（所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第２項第１号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル ☑ 有　☐ 無	
備　　考		

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B21_K

個人情報ファイルの名称（業務の名称）	健康相談個人票	
行政機関等の名称	龍ケ崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	相談者の保健指導及び健康管理のため。	
個人情報取扱事務の根拠	健康増進法第17条、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第12条	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日・年齢、４性別、５続柄、６電話番号、７健康状態、８傷病歴、９検診記録、１０心身障害、１１職業職歴、１２家庭状況、１３趣味嗜好	
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）、健康相談個人票（健康増進課）、健康管理情報（健康増進課）、特定健診健診結果連名簿（健康増進課）、生活習慣病健康診査名簿（健康増進課）、高齢者健診健診結果連名簿（健康増進課）、生活保護台帳ファイル（保護課）	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	本人から直接収集する	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	☑含む　　☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無	
記録情報の提供根拠		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課	
	（所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第２項第１号（電算処理ファイル）	☑ 法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル　☐ 有　☐ 無	
備　　考		

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

		ファイル簿番号　　健康B22_K
個人情報ファイルの名称 （業務の名称）	特定保健指導対象者名簿	
行政機関等の名称	龍ケ崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	相談者の保健指導及び健康管理のため。	
個人情報取扱事務の根拠	高齢者の医療の確保に関する法律第24条、第25条、健康増進法第17条、各医療保険法、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第12条	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日・年齢、４性別	
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）、特定保健指導対象者名簿（健康増進課）、健康管理情報（健康増進課）、特定健診健診結果連名簿（健康増進課）、生活習慣病健康診査名簿（健康増進課）	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	総合健診協会の健診結果から抽出	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含む　　☐☑ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無	
記録情報の提供根拠		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課	
	（所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第２項第１号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル ☑ 有　☐ 無	
備　　考		

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B23_K

個人情報ファイルの名称 （業務の名称）	健診申込用紙	
行政機関等の名称	龍ケ崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	健診予約の把握のため。	
個人情報取扱事務の根拠	がん対策基本法第13条、第14条の2　、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の3～第53条の6、高齢者の医療の確保に関する法律第20条、第125条の2、健康増進法第9条、各医療保険法	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日・年齢、４電話番号	
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）、国保被保険者台帳ファイル（保険年金課）、生活保護開始・変更・停止・廃止決定調書（保護課）、健診申込用紙（健康増進課）	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	本人から直接収集する	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含む　　☐☑ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無	
記録情報の提供根拠		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課	
	（所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第２項第１号 （電算処理ファイル）	☑ 法第60条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル ☐ 有　☐ 無	
備　　考		

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B24_K

個人情報ファイルの名称 （業務の名称）	骨粗鬆症検診結果及び連名簿	
行政機関等の名称	龍ケ崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	健診予約の把握のため。	
個人情報取扱事務の根拠	健康増進法第9条	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日・年齢、４性別、５電話番号、６検診記録	
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）、健診申込用紙（健康増進課）、骨粗鬆症検診結果及び連名簿（健康増進課）	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	総合健診協会から情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	☑ 含む　　☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無	
記録情報の提供根拠		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課	
	（所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第２項第１号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル ☑ 有　☐ 無	
備　　考		

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B25_K

個人情報ファイルの名称 （業務の名称）	新生児訪問報告書	
行政機関等の名称	龍ケ崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	新生児訪問指導管理のため。	
個人情報取扱事務の根拠	母子保健法第11条、子ども子育て支援法第59条の1、児童福祉法第10条	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日・年齢、４性別、５続柄、６電話番号、７健康状態、８傷病歴、９検診記録、１０職業職歴、１１家庭状況、１２居住状況	
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）、低出生体重児連絡票及び管理台帳（健康増進課）、養育医療申請書及び意見書（健康増進課）、医療福祉費受給者台帳ファイル（保険年金課）、生活保護台帳ファイル（保護課）	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	保護者から直接収集する	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	☑ 含む　　☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無	
記録情報の提供根拠		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課	
	（所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第２項第１号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル ☑ 有　☐ 無	
備　　考		

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B26_K

個人情報ファイルの名称 （業務の名称）	転入者情報収集用紙	
行政機関等の名称	龍ケ崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	転入者の健診管理のため。	
個人情報取扱事務の根拠	母子保健法第19条の2、児童福祉法第10条	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日・年齢、４性別、５続柄、６電話番号、７健康状態、８傷病歴、９検診記録、１０心身障害、１１出産歴、１２予防接種歴、１３相談歴、１４家庭状況、１５居住状況	
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）、転入者情報収集用紙（健康増進課）、生活保護台帳ファイル（保護課）	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	本人及び保護者から直接収集する	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	☑ 含む　　☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無	
記録情報の提供根拠		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課	
	（所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第２項第１号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル ☑ 有　☐ 無	
備　　考		

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B27_K

個人情報ファイルの名称 （業務の名称）	妊娠届	
行政機関等の名称	龍ケ崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	保健指導対象者の把握のため。	
個人情報取扱事務の根拠	母子保健法第15条、第16条	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日・年齢、４性別、５続柄、６結婚離婚歴、７電話番号、８実家の住所、９電話番号、１０健康状態、１１傷病歴、１２分娩歴・出産予定病院、１３職業職歴、１４家庭状況、１５居住状況	
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）、医療福祉費受給者台帳ファイル（保険年金課）、妊娠届（健康増進課）、生活保護台帳ファイル（保護課）	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	本人及び配偶者、保護者から直接収集する	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	☑ 含む　　☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無	
記録情報の提供根拠		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課	
	（所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第２項第１号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル ☑ 有　☐ 無	
備　　考		

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B28_K

個人情報ファイルの名称 （業務の名称）	妊婦健康診査受診票	
行政機関等の名称	龍ケ崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	保健指導対象者の把握のため。	
個人情報取扱事務の根拠	母子保健法第13条、子ども子育て支援法第59条の1	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日・年齢、４性別、５電話番号、６健康状態、７傷病歴、８検診記録、９出産歴	
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）、妊婦健康診査受診票（健康増進課）	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	本人から直接収集する	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	☑ 含む　　☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無	
記録情報の提供根拠		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課	
	（所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第２項第１号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル ☑ 有　☐ 無	
備　　考		

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B29_K

個人情報ファイルの名称 （業務の名称）	乳児健康診査受診票（新生児聴覚検査含む）	
行政機関等の名称	龍ケ崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	保健指導対象者の把握のため。	
個人情報取扱事務の根拠	母子保健法第13条、子ども子育て支援法第59条の1	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日・年齢、４性別、５電話番号、６健康状態、７傷病歴、８検診記録	
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	本人から直接収集する	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	☑ 含む　　☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無	
記録情報の提供根拠		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課	
	（所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第２項第１号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル ☑ 有　☐ 無	
備　　考		

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B30_K

個人情報ファイルの名称 （業務の名称）	乳幼児管理台帳（昭和57 年～平成7 年度）	
行政機関等の名称	龍ケ崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	乳幼児期の健診、予防接種管理のため。	
個人情報取扱事務の根拠	母子保健法第12条、子ども子育て支援法第59条の1、児童福祉法第10条	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日・年齢、４性別、５続柄、６電話番号、７傷病歴、８検診記録、９予防接種歴	
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）、乳幼児管理台帳（昭和57 年～平成7 年度）（健康増進課）	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	本人及び保護者から直接収集する	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	☑ 含む　　☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無	
記録情報の提供根拠		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課	
	（所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第２項第１号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル ☑ 有　☐ 無	
備　　考		

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B31_K
個人情報ファイルの名称（業務の名称）	母子管理カード
行政機関等の名称	龍ケ崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課
個人情報ファイルの利用目的	乳幼児期の健診、相談、予防接種管理のため。
個人情報取扱事務の根拠	母子保健法第12条、子ども子育て支援法第59条の1、児童福祉法第10条
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日・年齢、４性別、５続柄、６結婚離婚歴、７電話番号、８健康状態、９傷病歴、１０検診記録、１１心身障害、１２出産時の状況、１３訪問・相談歴、１４職業職歴、１５家庭状況、１６居住状況
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）、低出生体重児連絡票及び管理台帳（健康増進課）、母子管理カード（健康増進課）、生活保護台帳ファイル（保護課）
記録範囲	市民
記録情報の収集方法	本人及び保護者から直接収集する
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	☑ 含む　　☐ 含まない
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無
記録情報の提供根拠	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課
	（所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第２項第１号（電算処理ファイル） ☐ 法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル） 政令第21条第７項に該当するファイル ☑ 有　☐ 無
備　　考	

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B32_K

個人情報ファイルの名称 （業務の名称）	母子管理台帳	
行政機関等の名称	龍ケ崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	乳幼児期の健診、相談管理のため。	
個人情報取扱事務の根拠	母子保健法第12条、子ども子育て支援法第59条の1、児童福祉法第10条	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日・年齢、４性別、５続柄、６電話番号、７健康状態、８傷病歴、９検診記録、１０心身障害、１１出産歴、１２訪問歴、１３相談歴	
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）、低出生体重児連絡票及び管理台帳（健康増進課）、母子管理台帳（健康増進課）、生活保護台帳ファイル（保護課）	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	本人及び保護者から直接収集する	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	☑ 含む　　☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無	
記録情報の提供根拠		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課	
	（所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第２項第１号 （電算処理ファイル）	☑ 法第60条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル ☐ 有　☐ 無	
備　　考		

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B33_K

個人情報ファイルの名称（業務の名称）	訪問カード	
行政機関等の名称	龍ケ崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	訪問指導、状況把握のため。	
個人情報取扱事務の根拠	母子保健法第17条、第19条、子ども子育て支援法第59条の１、児童福祉法第10条	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日・年齢、４性別、５続柄、６電話番号、７健康状態、８傷病歴、９検診記録、１０心身障害、１１職業職歴、１２資格、１３家庭状況、１４居住状況、１５趣味嗜好、１６保健指導	
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	住民記録一覧ファイル（市民窓口課）、住民基本台帳ファイル（市民窓口課）、低出生体重児連絡票及び管理台帳（健康増進課）、養育医療申請書及び意見書（健康増進課）、医療福祉費受給者台帳ファイル（保険年金課）、訪問カード（健康増進課）、生活保護台帳ファイル（保護課）	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	本人及び保護者から直接収集する	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	☑ 含む　　☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有（　　）　☑ 無	
記録情報の提供根拠		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課	
	（所在地）３０１－８６１１　茨城県龍ケ崎市３７１０番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第２項第１号（電算処理ファイル）	☑ 法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル　☐ 有　☐ 無	
備　　考		

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B34_K

個人情報ファイルの名称 （業務の名称）	生活習慣病予防受診勧奨業務委託ファイル	
行政機関等の名称	龍ケ崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	R4年度特定健康診査受診者のうち血圧、ＨｂA1cの受診勧奨者、治療中断者に対して医療機関受診勧奨の通知作成	
個人情報取扱事務の根拠	高齢者の医療の確保に関する法律第8条 国民健康保険法に基づく保健事業の実施計画（データヘルス計画）	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日年齢、4性別、5電話番号、6健康状態、7傷病歴、8保険証番号、9宛名番号、10検診記録、11心身障害、12健診等の結果	
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	健康管理情報（健康増進課）、特定健診健診結果連名簿（健康増進課）	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	総合健診協会又は、医療機関からの結果報告 国保連合会からのレセ電データ	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	有り 日本健保株式会社	
記録情報の提供根拠	業務委託先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課	
	（所在地）〒３０１－８６１１ 茨城県龍ケ崎市３７１０番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル □有　■無	
備　　考		

別記様式第３号（第３条関係）

個人情報ファイル簿

	ファイル簿番号　　健康B35_K

個人情報ファイルの名称 （業務の名称）	特定健康診査未受診勧奨業務委託ファイル	
行政機関等の名称	龍ケ崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康スポーツ部　健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	特定健康診査受診勧奨通知作成	
個人情報取扱事務の根拠	高齢者の医療の確保に関する法律第20条	
記録項目	１氏名、２住所、３生年月日年齢、４性別、５宛名番号、６趣味・し好、７健診等の結果、8傷病歴、9電話番号、10心身障害、11宛名番号、12国籍・本籍	
利用する個人情報ファイル簿（単票）と所管課	健康管理情報（健康増進課）、特定健診健診結果連名簿（健康増進課）	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	本人から直接収集する、総合健診協会又は医療機関から結果報告	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	有り 株式会社キャンサースキャン	
記録情報の提供根拠	業務委託先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）龍ケ崎市　総合政策部　デジタル都市推進課	
	（所在地）〒３０１－８６１１ 茨城県龍ケ崎市３７１０番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル ■有　□無	
備　　考		